

-						
市民税県民税	纳	入	申	告	書	•
船橋市	長 あ	て			(受付日	1)
年	月	日	提	:出		
(特別徴収義剤	务者)					
所在地						
名 称						
地方税法第5						
により、下記の について申告			税に存	系る所得	割の納	入
					1	
法人番号又 は個人番号						
年	月分	人	員			人
退職手当等支持						円
14 /31 2/	民 税					円
収税額県	民 税					円
1月1日の住所	船橋市	ī				
氏 名						
勤続年数	年	退職	金			円
特別徴収税額	市民税		円	県民税		円
1月1日の住所	船橋市	ī				
氏 名						
勤続年数	年	退職。	金			円

県民税

円

特別徴収税額 市民税

〈特別徴収税額の取扱金融機関〉

◎ 下記の金融機関の本支店(全国どこでも可能)

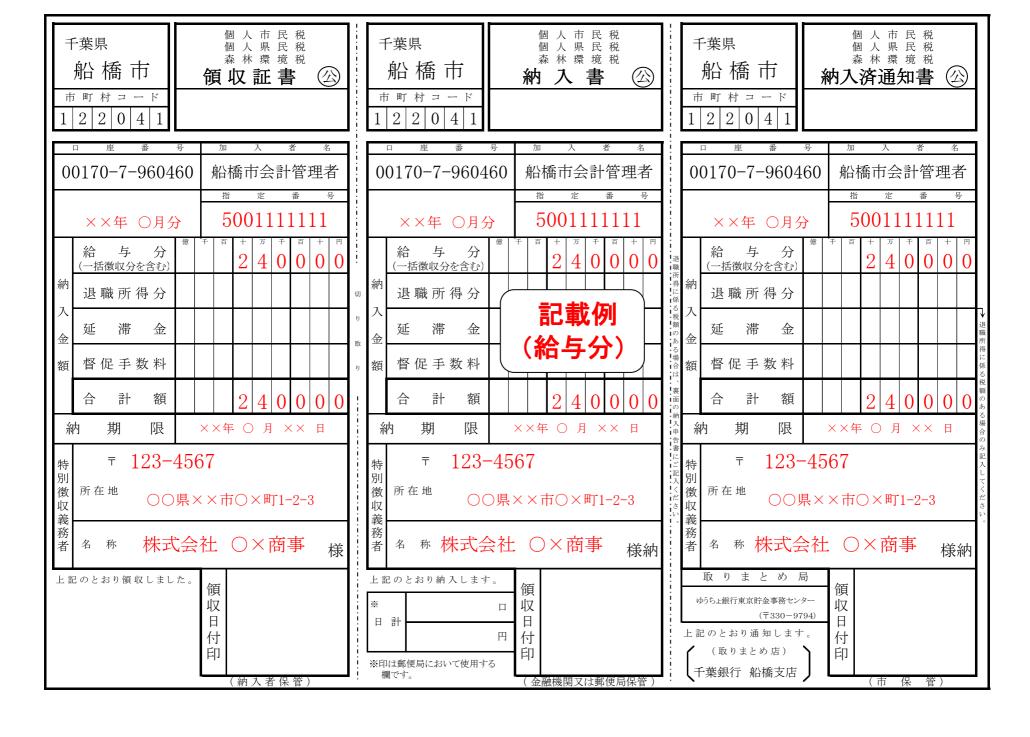
千 葉 銀 行 東京東信用金庫 千 葉 興 業 銀 行 東京ベイ信用金庫 き ら ぼ し 銀 行 千 葉 信 用 金 庫 京 葉 銀 行 横浜幸銀信用組合 東 京 スター銀 行 中 央 労 働 金 庫 り そ な 銀 行 市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合

(令和6年4月1日現在)

- (注意)上記金融機関以外では手数料を徴収される 場合や、納入ができない場合があります。
- ◎ゆうちょ銀行・郵便局の場合は、納期限内であれば次の地域でも納入できます。千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県

- **お問い合わせ** ※係員に指定番号をお伝えください - 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所

- ○納入書の書き方、収納事務について 税務課 収納係
- 〈電話〉047(436)2204 ○課税の内容、特別徴収に係る届出の提出について
 - 市民税課 個人市民税第二係 〈電話>047(436)2258



_											
市民県民		納		入	l	‡	4	告		書	
船橋	市	長	あ	て				1	受付	寸印])
	4	年	月		日	提出	Ц				
(特別	徴収拿	養務者	.)								
所在地											
名 称											
地方 により、 につい		のと‡	3りゟ	分離				- 1		,,,	-
法人番号又 は個人番号											
	年	月 [,]	\hookrightarrow	人	員						
退職手	•				具	<u> </u>					人
	T .	民									円
特別領	<u>`</u>										円
収税額	県	民	税								円

1月1日の住所	船橋市
氏 名	
勤続年数	年 退職 金 円
特別徴収税額	市民税 界 県民税 円
1月1日の住所	船橋市
1月1日の住所氏名	船橋市
	船橋市 年 退職金 円

〈特別徴収税額の取扱金融機関〉

◎ 下記の金融機関の本支店(全国どこでも可能)

千 葉 銀 行 東京東信用金庫 千 葉 興 業 銀 行 東京ベイ信用金庫 き ら ぼ し 銀 行 千 葉 信 用 金 庫 京 葉 銀 行 横浜幸銀信用組合 東 京 スター銀 行 中 央 労 働 金 庫 り そ な 銀 行 市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合

(令和6年4月1日現在)

- (注意) 上記金融機関以外では手数料を徴収される 場合や、納入ができない場合があります。
- ◎ゆうちょ銀行・郵便局の場合は、納期限内であれば次の地域でも納入できます。千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県

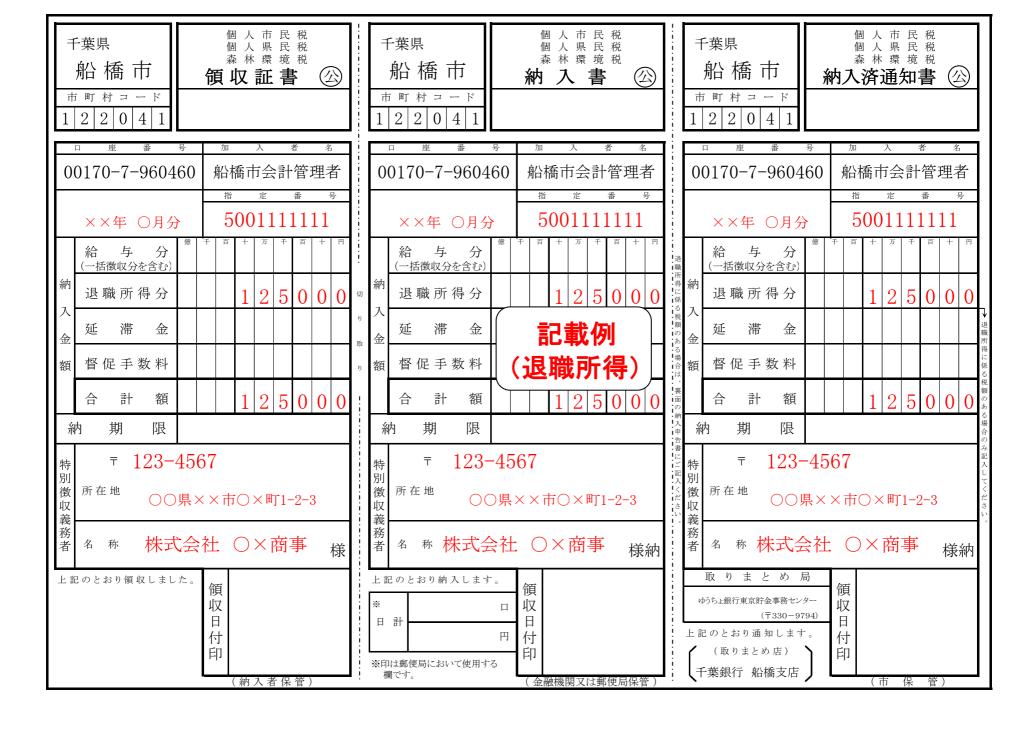
- お問い合わせ ※係員に指定番号をお伝えください**-**〒273-8501

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所

○納入書の書き方、収納事務について 税務課 収納係

〈電話〉047(436)2204

○課税の内容、特別徴収に係る届出の提出について 市民税課 個人市民税第二係 〈電話〉047(436)2258



-													
市民県民			納		入	•	Ħ	þ	4	告		書	
船橋	Ī	†i	長	あ	·	T				(受付	寸印	1)
	0	○年	Ē	×	月	O×	日	ŧ	是出				
(特別	徴収	又義	務者	-)									
所在均	也		\bigcirc)県	×	Χī	†() X	町	l-2	-3		
名	尓			株	式	会社	t (_ 	〈商	事			
により、	地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により、下記のとおり分離課税に係る所得割の納入 について申告します。												
法人番号又 は個人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
OC)年	>	〈月:	分		(員					1	Å
退職手	退職手当等支払金額 14,000,000 円							円					
特別領	收 ī	†i	民	税	55 ,000						円		
収 税 額	Į ļ	県	民	税							円		

-	
1月1日の住所	船橋市 ○○町2-3-4
氏 名	船橋 太郎
勤続年数	25 年 退職金 14,000,000 円
特別徴収税額	市民税 75,000 円 県民税 50,000 円
1月1日の住所	船橋市
氏 名	
勤続年数	年 退職金 円
特別徴収税額	市民税

〈特別徴収税額の取扱金融機関〉

◎ 下記の金融機関の本支店(全国どこでも可能)

千 葉 銀 行 東京東信用金庫 千 葉 興 業 銀 行 東京ベイ信用金庫 き ら ぼ し 銀 行 千 葉 信 用 金 庫 京 葉 銀 行 横浜幸銀信用組合 東京スター銀行 中 央 労 働 金 庫 り そ な 銀 行 市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合

(令和6年4月1日現在)

- (注意) 上記金融機関以外では手数料を徴収される 場合や、納入ができない場合があります。
- ◎ゆうちょ銀行・郵便局の場合は、納期限内であれば次の地域でも納入できます。千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県

- **お問い合わせ** ※係員に指定番号をお伝えください -〒273-8501

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所

○納入書の書き方、収納事務について 税務課 収納係

(電話>047(436)2204

○課税の内容、特別徴収に係る届出の提出について 市民税課 個人市民税第二係 〈電話〉047(436)2258